

国民保護法について

(内閣官房作成資料)

(総務省消防長資料)

目 次

武力攻撃事態対処法と国民保護法	-----	1
国民保護法の基本理念	-----	2
武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み	-----	3
国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」	-----	4

武力攻撃事態対処法

【対処に関する基本理念】
国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

手続
・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
・閣議の決定の後、国会の承認を求める。

定める事項
武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
対処措置に関する重要事項
・国民の保護に関する措置
・自衛隊の行動
・米軍の行動に関する措置
・その他

安全保障会議

諮問
答申

承認

国会

【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除

捕虜
取扱い法

国際人道法違反
処罰法

国民保護法

特定公共施設
利用法

米軍行動関連措置法
海上輸送規制法
自衛隊法の一部改正

自衛隊による活動
米軍の行動に
関する措置

避難に関する
措置

救援に関する
措置

被害最小化の
ための措置

国民保護法の基本理念

国等の責務

国

- ・ 国民保護措置について基本的な方針を策定し、万全の態勢で措置を実施する。
- ・ 国民保護措置に関し、国費による適切な措置を実施する。

地方公共団体

- ・ 国の方針の基づき、それぞれの区域における国民保護措置を総合的に推進する。
- ・ 地方公共団体の措置に係る経費は、原則国庫負担

指定公共機関・指定地方公共機関

それぞれの業務について国民保護措置を実施する。

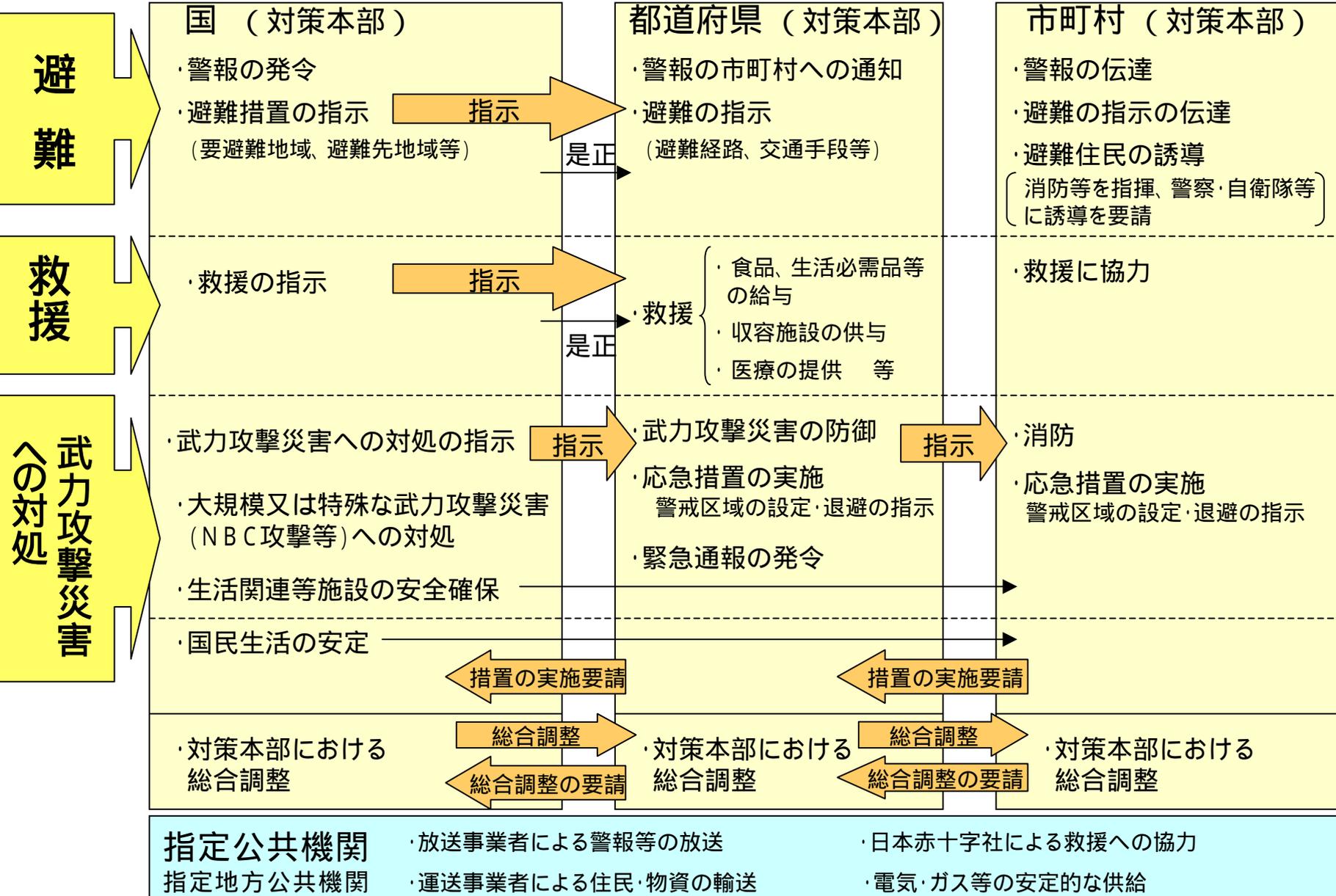
国民

国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

配慮事項

基本的人権の尊重、損失補償・不服申し立て・訴訟の迅速な処理
日本赤十字社の自主性の尊重、放送事業者の言論の自由の特別な配慮
国民に対し、正確な情報を適時・適切に提供
高齢者・障害者等への配慮、国際人道法の的確な実施

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



指定公共機関

・放送事業者による警報等の放送

・日本赤十字社による救援への協力

指定地方公共機関

・運送事業者による住民・物資の輸送

・電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」等

